

平成27年7月21日

**川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画に係る計画段階環境配慮書  
に対する事業者宛て市長意見の公表について（お知らせ）**

標記事業に係る市長意見について事業者から依頼があり、これを平成27年7月21日付けで提出するとともに、同日付けで公表しましたので、お知らせいたします。

- 1 事業者の名称及び所在地  
事業者の名称：川崎天然ガス発電株式会社  
代表者の名称：代表取締役社長 新井 修嗣  
主たる事務所の所在地：神奈川県川崎市川崎区扇町12番1号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模  
名 称：川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画  
種 類：発電所（火力発電所）の変更  
規 模：出力55万キロワット級×2基
- 3 対象事業実施区域  
川崎市川崎区扇町12番1号
- 4 市長意見の公表  
平成27年7月21日（火）
- 5 事業者問合せ先  
川崎市川崎区扇町12番1号  
川崎天然ガス発電株式会社  
電話 044-366-8671

（川崎市環境局環境評価室 担当）  
電話044-200-2156

**川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画に係る  
計画段階環境配慮書に対する市長意見  
平成27年7月  
川崎市**

川崎市長意見

「川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画」に係る計画段階環境配慮書に対する意見は、以下のとおりである。

1 全般的事項

対象事業は、天然ガス火力発電設備の増設計画であり、使用燃料を天然ガスとすることにより、大気汚染物質による環境負荷を可能な限り抑制するとともに、最新の発電効率の高いコンバインドサイクル発電方式を採用するなどして、単位発電量当たりの二酸化炭素排出量をより一層低減することに努めるとしている。

しかしながら、対象事業では、①発電設備の増設により当該発電所の発電規模が2倍以上となり、大気汚染物質及び温室効果ガスの排出量が大幅に増加することが見込まれること、また、②川崎市における近年の工場等からの窒素酸化物排出量は「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく対策目標量(9,330 トン/年)の達成、非達成を繰り返しながら推移している状況にあること、さらに、③川崎市及び周辺地域においては、窒素酸化物が原因物質の一つとなっている微小粒子状物質(PM2.5)及び光化学オキシダントについて、環境基準を達成していない状況にあることから、今後の環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)等においては、大気汚染物質及び温室効果ガスの排出総量等を示して、発電設備の増設に伴う大気環境及び地球温暖化に対する事業者の環境配慮を明確にすること。

併せて、発電所全体の大気汚染物質や温室効果ガスの排出を可能な限り抑制する観点から、優れた環境性能を備えた施設の採用及び効率的な運転管理を踏まえた計画を策定すること。

また、複数案が示されている3・4号機発電設備の設置場所の選定に当

たっては、経済的な事情のみならず、騒音・振動、冷却塔白煙、動植物を始めとする様々な環境要素を考慮し、総合的な見地に立って判断すること。

## 2 個別事項

### (1) 大気環境

対象事業では、復水器の冷却は冷却塔により行うため、冷却塔の設置基数が現在よりも増加し、風向、風速、温度・湿度などの気象条件によっては、京浜運河を通航する船舶や近隣道路を通行する自動車の交通に影響を及ぼすことが懸念されることから、方法書等において「冷却塔白煙」を評価項目として選定すること。この際、FOGモデルなどの適切なモデルを用いて、既設及び新設の冷却塔から排出される白煙の重合による影響を考慮すること。

### (2) 植 物

事業実施想定区域は臨海部の工業専用地域であるが、近隣の工場・事業場の敷地において「重要な種」の植物が確認されていること等を踏まえると、川崎臨海部においても植物の生育状況の実態を把握することは重要であり、今後の緑地等の整備を検討するに当たり貴重な情報となることから、方法書等において「植物」を評価項目として選定し、植物の出現時期を考慮した通年調査を行うなど実態把握の充実に努めること。

### (3) 温室効果ガス等

二酸化炭素等の排出抑制に向けて、より一層の取組が望まれることから、発電に伴い発生する蒸気の更なる有効利用等、発電所内だけでなく近隣事業者と連携した省エネルギー対策などについても検討を行い、その結果を方法書等において示すこと。

## 参考

### ○ 環境影響評価に関する手続経過

- 平成27年 6月10日 計画段階環境配慮書の受理  
事業者から市長意見に係る依頼
- 6月11日 環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書の  
公告及び縦覧開始  
神奈川県知事から市長意見提出に係る照会
- 6月12日 市長意見作成のため市長から審議会宛て諮問
- 7月10日 環境影響評価法に基づく縦覧終了及び意見書の  
締切日
- 7月13日 審議会から市長宛て答申
- 7月21日 市長意見を神奈川県知事及び事業者宛て送付

### ○ 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

- 平成27年 6月12日 審議会（現地視察、計画段階環境配慮書事業者説明及び審議）
- 7月10日 審議会（計画段階環境配慮書答申案審議）